

訪問看護 介護予防訪問看護

(重要事項説明書)

◎わたしたち（事業者）の概要は次のとおりです。

事業所名 訪問看護ステーションすまいる

法人名 ながおか医療生活協同組合

所在地 新潟県長岡市前田1-6-7

電話番号 0258-39-7019

県指定年月日 平成10年3月1日 事業者番号1560290072

訪問看護師数 3人 (常勤正看護師 3人)

事業実施地域 旧長岡市

営業日 日曜・祝祭日及び、ながおか医療生活協同組合の休業日を除く毎日

営業時間 8時30分から17時00分（土曜日は12時30分）まで。

緊急時の体制 電話などにより24時間連絡のつく体制とし、
連絡により必要な場合は、緊急で訪問看護を行いません。

◎わたしたち（事業者）があなたに提供するサービスの概要は次のとおりです。

1. 提供するサービスの内容

- ・あなたに提供するサービスの内容は、「訪問看護 介護予防訪問看護（以下訪問看護と略す）」です。「訪問看護」とは、主治医が訪問看護が必要と認めた要介護者及び要支援者のお宅に看護師などが訪問して、療養上のお世話や診療の補助などを行うサービスです。
具体的には以下の通りです。

【業務の概要】

- (1) あなたのお宅に訪問し、病状の観察・管理、食事（栄養）・排泄の管理・援助、洗髪・体拭き・入浴など清潔の管理・援助、床ずれの予防・処置、チューブ類の管理などの医療処置、ご家族への療養上の指導・相談、リハビリテーション、終末期の看護（介護予防の方はなし）要支援の方は要介護状態への予防、自立支援の看護などのサービスを行います。以上のサービスから、主治医の指示書に基づいて、必要なサービスを選択し、計画を立ててサービスを提供いたします。
- (2) 主治医からの指示書に対して訪問看護計画書並びに訪問看護報告書を作成し、医師との情報交換、迅速な対応、問題の解決など、よりよいサービスの提供に努めます。
- (3) あなたの病状が急変した場合や事故発生時は、必要に応じて応急処置を行うと同時に、主治医の指示を求め、指示に基づいて適切な対応をいたします。

【業務取り扱い方針】

- (1) あなたの心身の状況やご家庭での環境を踏まえ、居宅介護支援事業者の作成する「居宅サービス計画」と、わたしたちの作成する「訪問看護計画」に従い、現在のあなたの生活の質を維持・向上させ、家庭においてできるだけ自立した生活が送れるよう、訪問看

護を提供します。

- (2) 訪問看護の提供の開始に際しましては、主治医の文書による指示(指示書)に従います。
- (3) わたしたちは訪問看護サービスの提供に際して 常に真摯な態度で臨み、あなたからの相談や苦情に対して真剣に受け止め、事業者としての資質の向上に努めます。また、事業の運営にあたっては、透明性の確保・向上に努めます。

2. 担当の職員

あなたを担当する訪問看護師及びその管理者は次の者です。

- 訪問看護師（正看護師資格）外山 敬子・坂牧 知美・内山 祐子

なお、当ステーションでは、受け持ち制は採用しておりませんのでご了承下さい。

- 管理責任者（正看護師資格） 外山 敬子

ご相談や苦情、連絡がある場合は訪問看護師または管理責任者までご連絡願います。

（苦情相談窓口）訪問看護ステーションすまいる 電話番号 39-7019

（苦情担当責任者） 外山 敬子

なお、苦情相談窓口は市町村（長岡市 介護保険課 電話番号 39-2245）、

新潟県国民健康保険団体連合会（介護サービス相談室 電話番号 025-285-3022）にもあり、申し立て（相談）が可能です。

3. 利用者負担金

介護保険負担割合証に基づく金額となります。（別紙にて提示）

4. キャンセル料

- (1) あなたが、このサービスの利用をやめたい場合または一時中断したい場合は、お手数ですが事前に担当の介護支援専門員か、次の連絡先までご連絡下さい。

連絡先（電話番号） 訪問看護ステーションすまいる 39-7019

- (2) あなたが、このサービスの利用を中止しても、キャンセル料は頂きません。

5. その他

- (1) あなたの病状が急変し、主治医が一時的に頻回な訪問看護が必要であると判断した場合には、主治医からの特別訪問看護指示書により、指示の日から14日間に限って医療保険での訪問看護となります。

- (2) 訪問日、訪問予定時間は、あらかじめ予定表にてお知らせ致しますが予定訪問時間の10分前後の遅早はご容赦下さい。10分以上遅早訪問になる場合はTELにて連絡いたします。

- (3) 自然災害時についてのお願い

災害が発生した場合、以下のような対応をさせていただきます。

- ・訪問に行く途中に災害が発生した場合は、電話で安否確認し、その後の対応を考えさせていただきます。場合によっては、訪問を休止させて頂くこともあります。
- ・訪問中の場合は、利用者様やご家族の安全確保に努め、私たちもすぐ安全な所に避難させていただきます。
- ・全利用者様には、順次安否確認の電話をさせていただきます。

6. サービスの利用にあたってあなたが注意すべきこと

- (1) あなたが訪問看護師の交代を希望する場合は、できる限り対応いたしますので、管理者までご連絡下さい。
- (2) 訪問看護師は次の業務は実施できないので、ご了解願います。
 - ・年金などの金銭の取り扱い
 - ・その他、場合によっては話し合いの上、やむなくお断りすることもあります。
- (3) 訪問看護師に対して贈り物、飲食物の提供はお断りします。
- (4) 体調の変化などでサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員、又は当事業所の管理者までご連絡下さい。

以上